

水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領に基づく具体的手続

平成 19 年 9 月 21 日付け 19 動検第 671 号
一部改正：平成 25 年 3 月 28 日付け 24 動検第 1225 号
一部改正：平成 26 年 3 月 14 日付け 25 動検第 1148 号
一部改正：平成 28 年 6 月 10 日付け 28 動検第 247 号
一部改正：平成 29 年 3 月 31 日付け 28 動検第 1300 号
最終改正：令和 8 年 6 月 12 日付け 8 動検第 206 号

「水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領」（平成 19 年 9 月 19 日付け 19 消安第 3823 号。以下「局長要領」という。）の「第 1 輸入許可事務及び検査に関する事項」に基づき動物検疫所が行う水産動物の輸入許可業務等の具体的な手続は、以下により実施するものとする。

1 輸入許可の申請（枠線内は局長要領。以下同じ。）

1 輸入許可の申請

水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号。以下「法」という。）第 13 条第 2 項に基づく輸入許可の申請をする者又はその代理人（以下「輸入者等」という。）は、動物検疫所が別途定める期日までに、同項に規定する検査証明書（以下「検査証明書」という。）を添付して、水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号。以下「規則」という。）別記様式第 1 号に定める輸入許可申請書に必要事項を記入の上、輸入を行う港又は飛行場（以下「輸入場所」という。）の動物検疫所に提出するものとする。

(1) 輸入者等は、規則第 1 条第 1 項の表に掲げる水産動物であって、以下のア又はイに該当するものを輸入する場合、消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室（以下「水産安全室」という。）に、輸入許可申請の要否について事前に確認する。

ア 局長要領 2（2）①の第 1 号水産動物（生きている水産動物）のうち、食用に供するものであって、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管する又はその可能性があるもの

イ 局長要領 2（2）②の第 2 号水産動物（生きていない水産動物であって、加工したものを含み、養殖の用に供するものであって魚粉及び魚油を除くもの）

(2) 局長要領における「動物検疫所が別途定める期日」は、原則として輸入しようとする水産動物が本邦に到着する日（以下「到着日」という。）の 5 日前までとする。なお、物流上やむを得ない事情がある場合については、輸入許可証交付手続等の事務処理が遅延することがあり得る旨を輸入者等が了解している場合に限り、当該期日を過ぎて申請されたものについても受理することとする。

ただし、現物検査の結果、局長要領 2（2）①イを満たさない場合において、局長要領 5（1）の管理命令を受けて輸入することを輸入者が希望するときは、管理飼育を実施する場所は、「水産動物の管理施設確認要領」（平成 25 年 3 月 28 日付け 24 動検第

1226号)に基づきあらかじめ管理施設としての確認を受けなければならない(確認を受けた管理施設を、以下「確認施設」という。)

- (3) 輸入許可申請書に記載する申請者住所氏名は、輸入者の住所及び氏名とし、申請に当たっては、輸入者の連絡先を明確にするものとする。
- (4) 輸入許可申請書の「その他参考となるべき事項」の欄に、以下を記載すること。
 - ア 輸入手続を通関代理店等に依頼する場合にはその旨
 - イ 現物検査の結果、管理命令を受けて輸入を希望する場合にはその旨及び管理飼育を実施する場所が確認施設であるとして動物検疫所から交付を受けた確認書の番号
 - ウ 現物検査の結果、管理命令を受ける必要がある場合において、輸入許可証の交付を受けることなく当該水産動物を焼却又は返送することを了承するときはその旨
 - エ 第1号水産動物を輸入する場合は、当該水産動物の用途
 - オ きんぎょを輸入する場合であって、こいとの間交雑種が含まれない場合にはその旨
- (5) 輸入許可申請書の提出先は、局長要領2の検査を受検する当該水産動物の輸入場所の動物検疫所(以下「輸入場所の動物検疫所」という。)とする。なお、輸入場所に動物検疫所が設置されていない場合には、当該輸入場所の最寄りの動物検疫所とする。また、養殖の用(試験研究用等を含む。以下同じ。)に供することを目的に輸入される第1号水産動物については、水産防疫対策要綱の別記1「輸入水産動物の着地検査指針」に基づき、輸入場所の動物検疫所は、輸入者等に対し、輸入許可申請書及び検査証明書の写しを着地検査管轄都道府県に送付するよう依頼する。
- (6) 輸入許可申請書の提出は、輸入者等による持参、電子メール等により行う。輸入許可申請書に添付する検査証明書については、電子データ等により提出し、当該水産動物の本邦到着後に原本を提出することができるものとする。なお、やむを得ない事情により輸入許可申請書の提出時に検査証明書を添付できない場合、輸入者等は輸入場所の動物検疫所に連絡し、検査証明書を取得次第提出するものとする。
- (7) 輸入場所の動物検疫所は、輸入許可申請書を受領した場合、輸入者等に対し受領した旨を電子メール等で連絡する。
- (8) 輸入者等は、輸入許可申請書に記載される事項に変更が生じた場合、速やかに輸入場所の動物検疫所に連絡を行うとともに、輸入許可証に記載される事項に変更があった場合には、現物検査を受けるまでの間に、所要の修正を行い再提出する。なお、現物検査を受検する動物検疫所を変更する必要がある場合には、輸入場所の動物検疫所は、変更後の動物検疫所に連絡し、輸入許可申請書等の関係書類を送付する。
- (9) 輸入者等は、輸入許可申請を取り下げる場合、その旨を輸入場所の動物検疫所に電子メール等で速やかに連絡する。
- (10) 輸入許可申請書の提出、その他局長要領及び本通知に規定される手続を代理人が行う場合、当該代理人は輸入者(当該水産動物の輸入に関し重要な判断を行うことができる者)の緊急連絡先を常時把握しておくものとする。

2 輸入許可申請に係る動物検疫所における検査

2 輸入許可申請に係る動物検疫所における検査

法第13条の規定に基づく輸入許可業務は、以下の検査により実施することとする。

(1) 申請書類の検査

- ① 輸入許可申請を受けた動物検疫所は、添付された検査証明書の内容が、輸出国政府機関とあらかじめ合意した輸入条件を満たしていることを確認するものとする。
- ② 輸入条件を満たしていることが確認できない場合は、動物検疫所は、当該輸入許可申請に係る輸入者等に対し、輸入を許可しない旨を通知するものとする。

- (1) 申請書類の検査は、輸入場所の動物検疫所の家畜防疫官が実施する。
- (2) 家畜防疫官の行う局長要領2(1)①に規定される事項の確認は、輸出国と我が国との間であらかじめ合意した輸入条件に基づくものとして、水産安全室が動物検疫所に通知した証明事項を確認することにより行う。
- (3) 輸入条件及び検査証明書様式が取り決められていない水産動物の輸入許可申請があった場合、輸入場所の動物検疫所は、企画管理部企画調整課（以下「企画調整課」という。）を通じ、水産安全室にその対応について照会する。
- (4) 輸入場所の動物検疫所は、書類検査を行った輸入許可申請について、当該水産動物の到着日までに輸入許可証を交付するための事務手続を行う。

(2) 現物検査

- ① 動物検疫所は、以下により、規則第1条第2項第1号に規定する水産動物（以下「第1号水産動物」という。）の健康状態について目視での検査（以下「現物検査」という。）を実施する。また、動物検疫所が必要と認める場合は、検査に必要な材料を採取し、精密検査を実施する。

ア 確認数

申請に係る第1号水産動物が生産された養殖施設及び水産動物種ごとに、動物検疫所が別途定める輸入防疫対象疾病の侵入リスクを考慮した統計学的理論に基づくサンプリング手法により無作為に抽出した個体数について行う。

イ 確認事項

- (ア) 別紙1に掲げる輸入防疫対象疾病の典型的な臨床症状がないこと
- (イ) 著しい数の死亡（確認した水産動物の全体数に対し概ね5割を超える数の死亡）がないこと

- ② 動物検疫所は、以下により、規則第1条第2項第2号に規定する水産動物（以下「第2号水産動物」という。）についての現物検査を実施する。また、動物検疫所が必要と認める場合は、検査に必要な材料を採取し、精密検査を実施する。なお、動物検疫所が初めて輸入許可申請書を受けたものについては、現物検査を必須とすることとするが、同一とみなされるものが継続的に輸入される場合は、次回以降の現物検査を省略できる。

ア 確認数

申請に係る第2号水産動物が生産された生産施設及び製品の種類ごとに、動物検疫所が別途定める輸入防疫対象疾病の侵入リスクを考慮した統計学的理論に基づくサンプリン

グ手法により無作為に抽出した数量について行う。

イ 確認事項

梱包状態、検査対象物の種類（第2号水産動物であることの確認を含む。）、性状、異物の混入その他の異状を認めないこと

(5) 輸入者等は、当該水産動物の本邦到着後速やかに、以下のア～ウの書類を輸入場所の動物検疫所に提出する。

ア 輸入許可申請書

イ 輸出国政府機関が発行する検査証明書（原本未提出の場合のみ。ただし、電磁的記録による検査証明書が発行されている場合を除く。）

ウ その他家畜防疫官が必要と認める書類

(6) 第1号水産動物の現物検査は、申請に係る第1号水産動物が生産された養殖施設及び水産動物種ごとに、少なくとも別表に掲げる必要確認個体数を確認できるだけの数量の梱包を無作為に抽出して行う。

(7) 第2号水産動物の現物検査は、水産安全室より現物検査を要すると連絡のあったものについても実施することとし、申請に係る第2号水産動物が生産された生産施設及び製品の種類ごとに、少なくとも別表に掲げる必要確認個体数を確認できるだけの数量の製品を無作為に抽出して行う。

(8) 「動物検疫所が精密検査を必要と認める場合」とは、以下の場合とする。

ア 第1号水産動物において、局長要領2(2)①イの条件に適合するとは認められない（著しい数の死亡が物理的要因であることが明らかな場合を除く。以下同じ。）として、管理命令を行う場合

イ 当該水産動物の生産施設における輸入防疫対象疾病の発生状況が輸出時と本邦到着時で変化した等の理由により、水産安全室より精密検査を要すると連絡があった場合

(9) 精密検査は、5(6)～(9)により実施する。なお、「施設管轄動物検疫所」とあるのは「輸入場所の動物検疫所」と読み替えるものとする。

(10) 動物検疫所は、輸入者等の協力のもと、放棄された水産動物又は死亡した水産動物について、精密検査を行うことができるものとする。

3 輸入許可証の交付

3 輸入許可証の交付

(1) 2の検査により、輸入防疫対象疾病にかかっているおそれがないことを確認した場合は、動物検疫所は、輸入者等に対し輸入許可証を交付する。

(2) 2の検査により、輸入防疫対象疾病にかかっているおそれがないことを確認できない場合は、動物検疫所は、輸入者等に対し輸入を許可しない旨を通知し、焼却等を指示する。ただし、法第14条第1項に基づき管理すべきことを命ずる場合は、動物検疫所は、輸入者等に対し必要な指示を行った上で輸入許可証及び管理命令に関する指令書（別紙2）を

交付する。

- (1) 書類検査の結果、局長要領 2 (1) ①を満たし、かつ、現物検査（第 2 号水産動物であって現物検査を省略した場合を除く。以下同じ。）の結果、局長要領 2 (2) ①イ又は②イの全てに適合すると認めた場合、輸入場所の動物検疫所は、輸入者等に対し輸入許可証を交付する。
- (2) 現物検査の結果、局長要領 2 (2) ①イ又は②イの条件に適合するとは認められない場合、輸入場所の動物検疫所は、輸入者等に、管理飼育（第 1 号水産動物であって、管理飼育を行う施設が確認施設である場合に限る。）、焼却又は返送を行うことについて確認をとるものとする。
- (3) 局長要領 3 (2) により輸入許可証及び管理命令に関する指令書を交付した場合、輸入場所の動物検疫所は、別記様式第 1 号を管理飼育を実施する確認施設を管轄する動物検疫所（以下「施設管轄動物検疫所」という。）に電子メール等により送付し、管理命令による対応を依頼する。

また、輸入場所の動物検疫所は、第 1 号水産動物の用途が養殖用以外の場合には、別記様式第 2 号を企画調整課及び水産安全室に、養殖用の場合には、別記様式第 3 号を確認施設の所在地を管轄する都道府県水産防疫担当部局、企画調整課及び水産安全室に電子メール等により送付する。

- (4) 輸入者等が管理飼育を行う場合における、局長要領 3 (2) の「輸入者等に対する必要な指示」は次に掲げる事項とする。

- ア 管理命令に関する指令書の「4 管理の方法」に記載される事項を遵守すること
- イ 管理飼育中は、局長要領の別紙 1 に定められる発症水温で管理すること

- (5) 管理飼育の期間（以下「管理期間」という。）は、規則第 4 条に定める期間とする。
なお、現物検査で著しい数の死亡等が確認され、輸入防疫対象疾病にかかっているおそれがないことを確認できない場合は、管理期間について企画調整課を通じ水産安全室に確認を取るものとする。

- (6) 輸入者等は、検査の結果、輸入許可証の交付を受けずに当該水産動物を焼却又は返送する場合には、具体的な処置方法を書面により輸入場所の動物検疫所に届け出るものとし、当該届出を受けた動物検疫所は、輸入者等に対し防疫的に安全な方法での処置を指示する。

また、輸入者等は、処置が完了した後、速やかに当該動物検疫所へ報告する。

4 輸入者の責務

4 輸入者等の責務

輸入者等は、本通知及び動物検疫所が別途定めるところにより、輸入者等の責任において、動物検疫所の検査場又は動物検疫所が設置されている輸入場所内であってあらかじめ輸入者等が動物検疫所に届け出ている場所において、現物検査を受けるものとする。

なお、動物検疫所が設置されていない輸入場所において、第 1 号水産動物及び第 2 号水産

動物並びにその容器包装（当該容器包装に入れられ、又は当該容器包装で包まれた物であつて当該水産動物でないものを含む。以下同じ。）を輸入する場合、輸入者等は、動物検疫所の指示に従い、最寄りの動物検疫所まで当該水産動物等を輸送し、現物検査を受けるものとする。

- (1) 局長要領4の「あらかじめ輸入者等が動物検疫所に届け出ている場所」は、家畜伝染病予防法第40条第3項本文に基づき家畜防疫官が指定した検査場所（以下「指定場所」という。）を準用する。
- (2) 輸入者等が、動物検疫所の検査場又は指定場所以外の場所（動物検疫所が設置されている港内又は飛行場内に限る。）での検査を希望する場合にあっては、輸入許可申請書を提出する前に、輸入場所の動物検疫所に届け出て、検査実施の可否について確認を行うこと。
- (3) 輸入者等は、局長要領4のなお書きにより、水産動物等を輸送して現物検査を受ける場合にあっては、現物検査を受ける場所及び時間について、事前に最寄りの動物検疫所と調整を図るものとする。

5 管理命令の実施

5 管理命令の実施

- (1) 第1号水産動物の現物検査により2(2)①のイを満たしていない場合であつて、法第14条に基づく管理（以下「管理飼育」という。）を命ずる場合は、速やかに管理飼育措置が講じられるよう、動物検疫所が別途定めるところにより、当該第1号水産動物を収容し管理飼育を実施する施設等について、あらかじめ動物検疫所の確認を受けるものとする。
- (2) 管理命令を受けた者は、規則第4条に規定する管理期間中は、規則第5条の各号に規定する方法に従い、命令の内容を履行するとともに、当該第1号水産動物について別紙1に掲げる輸入防疫対象疾病の発症水温にて管理しなければならない。
- (3) 管理命令を受けた者は、管理期間終了後に管理状況及び当該第1号水産動物の健康状態について、動物検疫所へ別紙3による報告書にて報告するものとする。
- (4) 管理命令を受けた者は、管理期間中に、当該第1号水産動物に通常と異なるへい死が見られる場合等輸入防疫対象疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときには、法第14条第2項の規定に基づく検査を受けなければならないことから、規則第6条の規定に基づき、動物検疫所に別紙4により速やかに届け出るものとする。
- (5) 動物検疫所は、消費・安全局長が別途定める病性鑑定指針に記載された検査手順に従つて精密検査を実施する。なお、検査の実施に当たり、動物検疫所は、必要に応じ、畜水産安全管理課を通じて国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所に対し協力を依頼することができる。
- (6) 動物検疫所は、必要に応じて法第16条第1項に基づき当該管理施設に立ち入り、当該水産動物の健康状態、飼育管理状況の確認、精密検査のための材料の採取等を行うものとする。

する。

- (1) 管理飼育は、当該水産動物の用途に応じて以下の数量について、各梱包からなるべく均等になるように抽出し、局長要領の別紙1の通常の発症水温にて行う。なお、該当する輸入防疫対象疾病が複数あり、発症水温帯が異なる場合は、当該数量を分割し、該当する全ての疾病の発症水温にて管理飼育を行うものとする。
 - ア 養殖用のものは、全数量
 - イ 養殖用以外の用途のものは、該当する疾病ごとに、少なくとも別表に掲げる必要確認個体数を確認できるだけの数量
- (2) 管理命令を受けた者は、管理期間中、原則毎日、健康状況等を観察するとともに、確認施設ごとに定めた水産動物の管理記録表に必要事項を記載し、施設管轄動物検疫所の家畜防疫官へ報告する。
- (3) 別紙3による報告において、微小な水産動物（稚エビ等）等で死亡数量の計測が困難な場合は、目測による死亡割合の報告に置き換えることができるものとする。
- (4) 局長要領の別紙4の届出の提出先は、施設管轄動物検疫所とし、当該動物検疫所は、提出を受けた別紙4の写しを輸入場所の動物検疫所及び企画調整課に電子メール等で送付する。
- (5) 確認施設への立入検査は、以下のとおり実施する。
 - ア 輸入水産動物が管理施設に到着した後
管理命令の履行状況、水温及び輸入水産動物の健康状態の確認を行う。ただし、輸入水産動物の健康状態が輸入時の現物検査と同等であり、管理飼育の実績及び管理命令を受けた者からの報告等により管理命令の履行及び水温管理が実施されていることが担保できれば省略可能とする。
 - イ 別紙4の届出を受けて検査に必要な材料の採取を行う場合
輸入水産動物の健康状態の確認及び検査に必要な材料の採取を行う。
 - ウ 管理飼育終了時
輸入水産動物の健康状態の確認を行う。ただし、同一ロットの輸入水産動物が複数の管理施設で飼育された場合は、いずれか1施設を立入検査し、その他施設については、管理飼育の実績等で確実に管理命令の履行及び管理が実施されていることが担保できていれば、リモート検査及び管理記録表を確認することにより省略可能とする。なお、立入検査は規則で定める管理期間の満了日翌日に実施することとするが、やむを得ない事情がある場合には、管理飼育用水槽外へ輸入水産動物を移動させずに管理飼育と同等の管理を継続できることが担保できていれば、立入検査を翌平日開庁日に実施できるものとする。
 - エ 管理期間が30日を超える場合
1か月につき1回、輸入水産動物の健康状態の確認を行う。なお、立入検査の頻度及び回数については、企画調整課を通じて水産安全室に確認を取るものとする。
- (6) 施設管轄動物検疫所で実施できない精密検査については、精密検査部担当課に依頼して実施する。なお、検査の実施に当たり、国立研究開発法人水産研究・教育機構水

産技術研究所に対して協力を依頼する場合は、精密検査部担当課が、企画調整課を通じて水産安全室にあらかじめ連絡を行うものとする。

- (7) 検体に必要な材料の採取、精密検査部への材料送付及び精密検査は、「病性鑑定指針」等を基に動物検疫所が作成した「水産動物の特定疾病に係る精密検査マニュアル」（以下「精密検査マニュアル」という。）に基づき実施する。
- (8) 検査のための採材及び精密検査部担当課への材料送付は、施設管轄動物検疫所の家畜防疫官が行う。ただし、送付する材料が生きた水産動物の検体の場合は、輸入者等に対して、精密検査マニュアルを参考として具体的な方法を付した上で、採材及び送付を指示することができるものとする。
- (9) 精密検査部担当課は、精密検査の結果について検査依頼を行った動物検疫所に連絡する。また、施設管轄動物検疫所は、精密検査（施設管轄動物検疫所で実施したものを含む。）の結果について、企画調整課を通じて水産安全室に連絡する。
- (10) 局長要領の別紙3の報告書の提出先は施設管轄動物検疫所とし、当該動物検疫所は、別記様式第4号により輸入場所の動物検疫所に管理飼育が終了したことを報告する。

6 焼却等の命令の実施

6 焼却等の命令の実施

- (1) 法第14条第2項の規定に基づく検査の結果、第1号水産動物が輸入防疫対象疾病にかかっていると認められるときは、動物検疫所は、管理命令の対象となっている当該第1号水産動物等について法第15条の規定に基づき、別紙5により焼却その他必要な措置をとるべき旨の命令を発出することとする。なお、命令の実施に当たっては、管理飼育を行っている者及び畜水産安全管理課と協議を行いつつ、必要な防疫措置について検討するものとする。
- (2) 動物検疫所は、上記命令の履行確認を行うものとする。

- (1) 精密検査の結果、輸入防疫対象疾病にかかっていると認められた場合、企画調整課は、水産安全室と必要な防疫措置について協議を行う。
- (2) 企画調整課は、水産安全室との協議の結果をもって、施設管轄動物検疫所に対して必要な指示を行う。
- (3) 法第15条の規定に基づく焼却等の命令は、施設管轄動物検疫所が行うこととし、当該動物検疫所は企画調整課の連絡をもって命令に必要な事務手続を行うものとする。
- (4) 局長要領6(2)の履行確認は、焼却等の命令を行った動物検疫所の家畜防疫官が立ち会うことにより行う。

7 輸入許可関連情報の共有

7 輸入許可関連情報の共有

動物検疫所は、輸入許可関連書類等国内の水産防疫上必要な情報について、動物検疫所が

別途定める手順に従って畜水産安全管理課及び輸入許可を受けた輸入防疫対象疾病の第1号水産動物の仕向先の養殖場等を管轄する都道府県水産防疫担当部署に提供し、共有するものとする。

- (1) 輸入場所の動物検疫所は、養殖用以外の用途の第1号水産動物について管理命令を実施した場合には、管理飼育の終了後又は焼却等の命令に基づく措置の完了後、別記様式第5号を企画調整課及び水産安全室に電子メール等で送付する。
- (2) 輸入場所の動物検疫所は、養殖用の第1号水産動物について、以下に定める方法に従って輸入許可関連書類を関係各所に提供する。なお、現物検査において特記すべき事項があると判断された場合には、その旨を併せて提供すること。
 - ア 管理命令を実施していない場合
輸入許可後、別記様式第6号を仕向先の都道府県水産防疫担当部局、企画調整課及び水産安全室に電子メール等で送付する。
 - イ 管理命令を実施した場合
管理飼育の終了後又は焼却等の命令に基づく措置の完了後、別記様式第7号を確認施設の所在地を管轄する都道府県水産防疫担当部局、企画調整課及び水産安全室に電子メール等で送付する。
- (3) その他必要な情報については、企画調整課から水産安全室へ報告を行う。

8 その他

8 その他

本通知に規定しているもののほか、1から8までに規定する業務の実施に当たり必要な事項については、別途動物検疫所長が定めるところによるものとする。また、動物検疫所長は、本通知に規定しているもののほか、必要があると認める場合は、畜水産安全管理課長に対し連絡及び照会等を行うものとする。

畜水産安全管理課長は、本通知に規定しているもののほか、必要があると認める場合は、動物検疫所長に対し指示を行うものとする。

(別記様式第1号)

年 月 日

〇〇支所検疫課長（出張所長） 殿

〇〇支所検疫課長（出張所長）

水産動物の管理命令について（依頼）

下記の水産動物について、「水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領に基づく具体的手続」（平成19年9月21日付け19動検第671号）の3（3）に基づき管理命令による対応をお願いします。

記

1 水産動物の種類

2 管理命令を実施する理由

輸入防疫対象疾病の典型的な臨床症状が認められたため

（疑う疾病： 、症状： ）

著しい数の死亡が確認されたため

その他（ ）

3 管理施設名及び住所

4 その他

（添付書類）

- ・ 輸入許可申請書
- ・ 検査証明書
- ・ 輸入許可証
- ・ 指令書
- ・ その他

(別記様式第2号)

年 月 日

畜水産安全管理課水産安全室担当官 殿
企画管理部企画調整課長 殿

〇〇支所検疫課長 (出張所長)

水産動物の管理命令について (お知らせ)

下記の水産動物について、「水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領に基づく具体的手続」(平成19年9月21日付け19動検第671号)の3(3)に基づき管理命令による対応を行うこととしたので、お知らせします。

記

- 1 水産動物の種類
- 2 管理命令を実施する理由
 - 輸入防疫対象疾病の典型的な臨床症状が認められたため
(疑う疾病： 、症状：)
 - 著しい数の死亡が確認されたため
 - その他 ()
- 3 管理施設名及び住所
- 4 その他

(添付書類)

- ・ 輸入許可申請書
- ・ 検査証明書
- ・ 輸入許可証
- ・ 指令書
- ・ その他

(別記様式第3号)

年 月 日

【都道府県】水産主務課魚類防疫担当官 殿
畜水産安全管理課水産安全室担当官 殿
企画管理部企画調整課長 殿

農林水産省動物検疫所
〇〇支所検疫課長（出張所長）
連絡先：

養殖用の水産動物の管理命令について（お知らせ）

下記の水産動物について、「水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領に基づく具体的手続」（平成19年9月21日付け19動検第671号）の3（3）に基づき管理命令による対応を行うこととしたので、お知らせします。

記

- 1 水産動物の種類
- 2 管理命令を実施する理由
 - 輸入防疫対象疾病の典型的な臨床症状が認められたため
（疑う疾病： 、症状： ）
 - 著しい数の死亡が確認されたため
 - その他（ ）
- 3 管理施設名及び住所
- 4 その他

（添付書類）

- ・ 輸入許可申請書
- ・ 検査証明書
- ・ 輸入許可証
- ・ 指令書
- ・ その他

(別記様式第 4 号)

年 月 日

〇〇支所検疫課長（出張所長） 殿

〇〇支所検疫課長（出張所長）

水産動物の管理命令について（終了報告）

年 月 日付け「水産動物の管理命令について（依頼）」により依頼のあった水産動物（指令書番号： ）について、管理命令に基づく管理が終了したので、「水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領に基づく具体的手続」（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 動検第 671 号）の 5（10）に基づき報告します。

（添付書類）

- ・ 水産動物の管理記録表
- ・ 水産資源保護法第 14 条の規定に基づく水産動物等の管理状況の結果についての報告書
- ・ その他

(別記様式第 5 号)

年 月 日

畜水産安全管理課水産安全室担当官 殿
企画管理部企画調整課長 殿

〇〇支所検疫課長 (出張所長)

水産動物の管理命令について (終了報告)

年 月 日付け「水産動物の管理命令について (お知らせ)」によりお知らせした水産動物 (指令書番号:) について、「水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領に基づく具体的手続」 (平成 19 年 9 月 21 日付け 19 動検第 671 号) の 7 (1) に基づき、下記のとおり報告します。

記

管理命令に基づく管理が終了したので報告します。

特記事項

(添付書類)

- ・ 水産動物の管理記録表
- ・ 水産資源保護法第 14 条の規定に基づく水産動物等の管理状況の結果についての報告書
- ・ その他

焼却等の命令に基づく措置を完了したので報告します。

摘発した輸入防疫対象疾病

(添付書類)

- ・ 焼却命令に関する指令書
- ・ その他

(別記様式第 6 号)

年 月 日

【都道府県】水産主務課魚類防疫担当官 殿
消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室担当官 殿
動物検疫所企画管理部企画調整課長 殿

農林水産省動物検疫所
〇〇支所検疫課長（出張所長）
連絡先：

養殖用の水産動物の輸入許可関連書類の送付について

輸入許可を行った養殖用の水産動物について、「水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領に基づく具体的手続」（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 動検第 671 号）の 7（2）アに基づき、輸入許可関連書類を提供いたします。

なお、現物検査の結果は下記のとおりです。

記

輸入防疫対象疾病の典型的な臨床症状を認めず

特記事項

(添付書類)

- ・ 輸入許可申請書
- ・ 輸入許可証
- ・ その他

年 月 日

【都道府県】水産主務課魚類防疫担当官 殿
消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室担当官 殿
企画管理部企画調整課長 殿

農林水産省動物検疫所
〇〇支所検疫課長（出張所長）
連絡先：

養殖用の水産動物の輸入許可関連書類の送付について

年 月 日付け「養殖用の水産動物の管理命令について（お知らせ）」によりお知らせした水産動物（指令書番号： ）について、下記のとおり報告するとともに、「水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領に基づく具体的手続（平成19年9月21日付け19動検第671号）の7（2）イに基づき、輸入許可関連書類を提供いたします。

記

管理命令に基づく管理が終了したので報告します。

特記事項

（添付書類）

- ・管理飼育記録表
- ・水産資源保護法第14条の規定に基づく水産動物等の管理状況の結果についての報告書
- ・精密検査結果（検査結果を記載することにより、添付に代えることができる。）
- ・その他

焼却等の命令に基づく措置を完了したので報告します。

摘発した輸入防疫対象疾病

（添付書類）

- ・焼却命令に関する指令書
- ・その他

現物検査及び管理飼育における必要確認個体数*

1ロット当たりの個体数	必要確認個体数
41未満	全て
41-50	48 (1ロット48以下の場合は全て)
51-60	55 (1ロット55以下の場合は全て)
61-70	62 (1ロット62以下の場合は全て)
71-80	68
81-90	73
91-100	78
101-120	86
121-140	92
141-160	97
161-180	101
181-200	105
201-250	112
251-300	117
301-350	121
351-400	124
401-450	127
451-500	129
501-600	132
601-700	134
701-800	136
801-900	137
901-1,000	138
1,001-1,200	140
1,201-1,400	141
1,401-1,600	142
1,601-2,000	143
2,001-3,000	145
3,001-4,000	146
4,001-8,000	147
8,001-10,000	148
10,001以上	149

※有病率2%、95%信頼区間で疾病を摘発するサンプル数

注1) 製品として加工された第2号水産動物(冷凍ブロック等)における本表の「個体数」とは、製品中に含まれる水産動物の個体の数を指す。

注2) 第2号水産動物であって、1ロット当たりの個体数が不明の場合は、必要確認個体数を149とする。

輸入を行う空港・海港と輸入許可申請書を提出する動物検疫所

輸入を行う空港・海港	輸入許可申請書を提出する動物検疫所
新千歳空港	北海道・東北支所
仙台空港	北海道・東北支所仙台空港出張所
新潟空港	新潟空港出張所
東京港	羽田空港支所東京出張所
横浜港	動物検疫所（畜産物検疫課・動物検疫課）
清水港	静岡出張所
成田国際空港	成田支所
東京国際空港	羽田空港支所
中部国際空港	中部空港支所
名古屋港	中部空港支所名古屋出張所
小松飛行場	中部空港支所小松出張所
関西国際空港	関西空港支所
徳島小松島港	神戸支所四国出張所
神戸港	神戸支所
大阪港	神戸支所大阪出張所
岡山空港	神戸支所岡山空港出張所
広島空港	神戸支所広島空港出張所
関門港	門司支所
博多港	門司支所博多出張所
福岡空港	門司支所福岡空港出張所
長崎空港	門司支所長崎空港出張所
熊本空港	門司支所熊本空港出張所
鹿児島空港	門司支所鹿児島空港出張所
那覇港	沖縄支所
那覇空港	沖縄支所那覇空港出張所

※表に掲げる空港・海港以外で輸入する場合には、輸入者が当該水産動物を最寄りの動物検疫所へ輸送し受検すること。